

令和3年4月20日

令和3年第2回神奈川県議会臨時会

防災警察常任委員会報告資料

くらし安全防災局

目 次

I	新型コロナウイルス感染症に係る取組.....	1
---	------------------------	---

I 新型コロナウイルス感染症に係る取組

くらし安全防災局では、新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部の統制部として、庁内各局と連携し、会議の開催、県の実施方針のとりまとめ、緊急事態措置の実施などの対応を行った。前回の防災警察常任委員会（令和3年3月）以降の主な取組は、次のとおりである。

1 新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議の開催

開催日	主な内容
3月5日	緊急事態宣言の再延長に伴う対応について協議
3月18日	緊急事態宣言解除（3月21日）後の対応について協議
3月24日	リバウンド防止期間（4月1日～21日）における対応について協議
4月15日	まん延防止等重点措置の政府への適用要請について協議
4月16日	まん延防止等重点措置（4月20日～5月11日）に伴う対応について協議

2 まん延防止等重点措置に伴う対応

令和3年4月16日、第31条の4第3項に基づく新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置の公示を受けた。

(1) 措置を実施する期間

令和3年4月20日～5月11日（22日間）

(2) 措置区域

横浜市、川崎市、相模原市

(3) 措置区域、その他区域で実施する措置の主な内容

ア 県民への要請

- ・生活に必要な場合を除く外出の自粛
- ・時短を要請している時間以降の飲食店の利用の自粛
- ・昼夜を問わずマスク飲食の実践

イ 事業者への要請

(7) 飲食店等への営業時間の短縮要請

措置区域：20時（酒類の提供は19時）まで

その他区域：21時（酒類の提供は20時）まで

※ 時短要請に応じた飲食店等には、事業規模別の協力金を支給

(イ) イベントの開催制限

収 容 率：歓声等有 50%以内、歓声等無 100%以内

人数上限：5,000 人

(ウ) 業種別ガイドラインの遵守

3 飲食店等感染予防対策推進事業について

補正予算額：5億5,607万円

(1) 目的

国の基本的対処方針では、都道府県は、まん延防止等重点措置を実施すべき区域においては、原則として措置区域内の全ての飲食店等に対して、実地に働きかけを行うこととしている。

併せて、県内全域の飲食店等に対して、業種別ガイドラインの遵守を要請することや、感染防止対策の取組等の働きかけを行うこととしている。

そこで県では、委託事業により措置区域である3市から順次その他区域にかけ、年度末まで県内全域の飲食店等を個別に訪問し、感染予防対策の確認、働きかけを行う。

(2) 事業内容

ア 対象

県内全域の飲食店（約 53,000 店舗）

イ 実施項目

- ・ 次の4項目を中心に感染防止対策の確認・働きかけ
 - ①マスク飲食、②アクリル板等の設置、③消毒、④換気
- ・ 感染防止対策取組書の登録項目の確認・登録の働きかけ
- ・ 「マスク飲食実施店」認証制度の周知